

平成28年度 石川県医師国民健康保険組合健康診断等実施要領

1 実施の趣旨

当組規約に定める被保険者の健康保持増進のために、健康診断等を次のとおり実施いたします。特に特定健康診査（以下「特定健診」という）は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする被保険者を抽出するもので、法律に基づいて、医療保険者が実施しなければならないことになっています。

2 実施期間

平成28年6月1日から平成29年2月28日

3 補助対象となる検査

- (1) 40歳未満の健康診断
- (2) 特定健診
- (3) 特定保健指導
- (4) がん検診
- (5) 人間ドック（脳ドック）
- (6) P E T - C T検査

4 補助対象者

- (1) 40歳未満の健康診断
40歳未満の1種組合員・2種組合員・被保険者である1種配偶者
(ただし、平成29年3月31日までに40歳の誕生日を迎えられる方は対象外)
- (2) 特定健診 40歳以上75歳以下の年齢に達する被保険者
(ただし、75歳の誕生日を過ぎた日からは、受診できません。)
- (3) 特定保健指導
特定健診受診者のうち、健診結果・質問票から生活習慣の改善が必要であり、専門職による支援が必要な被保険者（支援方法：動機付け支援・積極的支援）
- (4) がん検診 1種組合員・被保険者である1種配偶者
- (5) 人間ドック（脳ドック） 1種・3種組合員・被保険者である1種・3種配偶者
- (6) P E T - C T検査 1種組合員・被保険者である1種配偶者

5 補助限度額

補助限度額を超えた金額は、自己負担となります。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 40歳未満の健康診断 | 16,200円（税込） |
| (2) 特定健診 | 16,200円（税込） |
| (3) 特定保健指導 | 自己負担なし |
| (4) がん検診 | 21,600円（税込） |
| (5) 人間ドック（脳ドック） | |
| 1種・3種組合員 | 45,360円（税込） |
| 被保険者である1種・3種配偶者 | 39,636円（税込） |
| (6) P E T - C T検査 | |
| 1種組合員 | 58,320円（税込） |
| 被保険者である1種配偶者 | 39,636円（税込） |

6 重複の禁止

下表のとおり、重複申請できません。重複の場合は先に申請された検査を優先します。

	40歳未満の健康診断	特定健診	人間ドック	PET-CT	がん検診
40歳未満の健康診断		×	×	×	○
特定健診	×		×	×	○
人間ドック	×	×		×	×
PET-CT	×	×	×		×
がん検診	○	○	×	×	

7 各健診の留意事項

下記事項以外の詳細につきましては、別途各検査の実施要領にて定めます。

(1) 40歳未満の健康診断

- 保険医療機関であれば自院、他院を問わず受診できます。
- 健康診断の受診にあたっては、「平成28年度健康診断個人票」により、自由に検査項目を選んで実施願います。
- 受診の際は、一旦窓口で検査料全額を支払っていただいた後、組合に補助金の申請をしてください。

(2) 特定健診・特定保健指導

- 受診に必要な書類等（特定健康診査受診券、問診票、特定健康診査委託単価内訳書、特定健診実施機関一覧表）は、別途送付します。
- 特定健診実施機関一覧表に掲載されている実施機関で受診自院・他院を問わず受診できます。
- 受診の際は、必ず被保険者証に特定健康診査受診券、質問票を提示して、特定健康診査委託単価内訳書を参考にしてください。
- 受診に要した費用は、受診者の窓口一部負担は16,200円を超えない限り不要です。
- 特定健診受診の結果、特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）の対象となられた方には、「特定保健指導利用券」を交付しますので、指定の実施機関へ提示のうえ、保健指導を受けて下さい。

(3) がん検診

- 検査項目は、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診及び腹部超音波検査です。
- 受診の際は、一旦窓口で検査料全額を支払っていただいた後、組合に補助金の申請をしてください。

(4) 人間ドック・PET-CT検査

- 指定医療機関以外で受診された場合には、補助の対象外となります。